

記入例：業務廃止、または登録を取り消された場合（登録者本人が提出）

キャリアコンサルタント業務廃止等報告書

下記の事由に該当するに至ったため、職業能力開発促進法施行規則第48条の23の規定に基づき、登録証を添えて報告します。

記

<登録者>

フリガナ	ノウ ガイ	ルコ	生年月日	1. 大正
氏名	能開	2. 昭和 XX年XX月XX日		
登録番号	XXXXXXX	3. 平成	登録年月日	4. 令和
				XXXX年XX月XX日

 業務を廃止したため

登録証に記載されている「登録番号」「登録年月日」をご記入ください。

 登録者が死亡したため 精神の機能の障害によりキャリアコンサルタントの業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当するため 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者に該当するため 法又は執行を受けること 処せられ、その執行を終わり、又は終わった日から2年を経過しない者に該当するため 法第30条の22第2項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者に該当するため登録証を添付できない場合は
その理由を記入

届出日を記入してください。

XXXX年XX月XX日

指定登録機関代表者

キャリアコンサルタント本人にチェックを入れてください。

<届出者>

登録者との続柄

 キャリアコンサルタント本人 相続人 法廷代理人

郵便番号（XXX-XXXX）

住所

東京都港区芝公園 XX-XXX

連絡先電話番号

XX (XXXX) XXXX

登録している住所、電話番号、氏名を記入してください。

氏名 能開 法子

注意

- 死亡の場合はそれを証する書類（住民票の除票等）、所定の刑に処せられた場合はそれを証する書類（裁判所の判決書の写し等）を添付してください。
- 精神の機能の障害によりキャリアコンサルタントの業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当する場合は、医師の診断書を求める場合があります。
- 相続人または法廷代理人が届け出る場合は、相続人または法廷代理人であることを証する書類（戸籍謄本等）を添付してください。

記入例：所定の刑に処せられた場合（登録者本人が提出）

キャリアコンサルタント業務廃止等報告書

下記の事由に該当するに至ったため、職業能力開発促進法施行規則第48条の23の規定に基づき、登録証を添えて報告します。

記

<登録者>

フリガナ	ノウ ガイ	リコ	生年月日	1. 大正
氏名	能開	2. 昭和		XX年XX月XX日
登録番号	XXXXXXX	3. 平成		
		4. 令和		

該当する事由何れかにチェックを入れてください

- 業務を廃止したため
 登録者が死亡したため
 精神の機能の障害によりキャリアコンサルタントの業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当するため
- 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者に該当するため
- 法又は法に基づく命令以外の法令に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者に該当するため
- 法第30条の22第2項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者に該当するため

登録証に記載されている「登録番号」「登録年月日」をご記入ください。

登録証を添付できない場合は
その理由を記入

届出日を記入してください。

指定登録機関代表者

XXXX年XX月XX日

キャリアコンサルタント本人にチェックを入れてください。

<届出者>

登録者との続柄

 キャリアコンサルタント本人 相続人 法廷代理人

郵便番号（XXX-XXXX）

住所

東京都港区芝公園 XX-XXX

連絡先電話番号

XX (XXXX) XXXX

登録している住所、電話番号、氏名を記入してください。

氏名 能開 法子

注意

- 死亡の場合はそれを証する書類（住民票の除票等）、所定の刑に処せられた場合はそれを証する書類（裁判所の判決書の写し等）を添付してください。
- 精神の機能の障害によりキャリアコンサルタントの業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当する場合は、医師の診断書を求める場合があります。
- 相続人または法廷代理人が届け出る場合は、相続人または法廷代理人であることを証する書類（戸籍謄本等）を添付してください。

記入例：登録者死亡（相続人が提出）

キャリアコンサルタント業務廃止等報告書

下記の事由に該当するに至ったため、職業能力開発促進法施行規則第48条の23の規定に基づき、登録証を添えて報告します。

記

<登録者>

フリガナ	ノウ カイ	ルコ	生年月日	1. 大正
氏名	能開	法子		2. 昭和 XX年XX月XX日
				3. 平成
				4. 令和
登録番号	XXXXXXX		登録年月日	XXXX年XX月XX日

チェックを入れてください

- 業務を廃止したため
 登録者が死亡したため

登録証に記載されている「登録番号」「登録年月日」をご記入ください。

- 精神の機能の障害によりキャリアコンサルタントの業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当するため
 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者に該当するため
 法又は法に基づく命令以外の法令に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者に該当するため
 法第30条の22第2項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者に該当するため

登録証を添付できない場合は
その理由を記入

届出日を記入してください。

指定登録機関代表者

XXXX年XX月XX日

相続人にチェックを入れてください。

<届出者>

登録者との続柄

- キャリアコンサルタント本人 相続人 法定代理人

郵便番号 (XXX-XXXX)

住所

東京都港区芝公園 XX-XXX

連絡先電話番号

XX (XXXX) XXXX

相続人の
住所、連絡先、氏名を記入してください。

氏名 能開 太郎

注意

- 死亡の場合はそれを証する書類(住民票の除票等)、所定の刑に処せられた場合はそれを証する書類(裁判所の判決書の写し等)を添付してください。
- 精神の機能の障害によりキャリアコンサルタントの業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当する場合は、医師の診断書を求める場合があります。
- 相続人または法定代理人が届け出る場合は、相続人または法定代理人であることを証する書類(戸籍謄本等)を添付してください。

キャリアコンサルタント業務廃止等報告書

下記の事由に該当するに至ったため、職業能力開発促進法施行規則第48条の23の規定に基づき、登録証を添えて報告します。

記

<登録者>

フリガナ	ノウ ガイ	ノリコ	生年月日	1. 大正 ② 昭和 XX年XX月XX日
氏名	能開	法子		3. 平成 4. 令和
登録番号	XXXXXXXX		登録年月日	XXXX年XX月XX日

- 業務を廃止したため
 登録者が死亡したため

登録証に記載されている「登録番号」「登録年月日」をご記入ください。

- 精神の機能の障害によりキャリアコンサルタントの業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当するため
 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者に該当するため
 法又は法に基づく命令以外の法令に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者に該当するため
 法第30条の22第2項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者に該当するため

登録証を添付できない場合は
その理由を記入

届出日を入れてください。

指定登録機関代表者

XXXX年XX月XX日

法定代理人に入力してください。

<届出者>

登録者との続柄

- キャリアコンサルタント本人 相続人 法廷代理人

郵便番号 (XXX-XXXX)

住所

東京都港区芝公園 XX-XXX

連絡先電話番号

XX (XXXX) XXXX法定代理人の
住所、連絡先、氏名を記入してください。

氏名 鈴木 一郎

注意

- 死亡の場合はそれを証する書類(住民票の除票等)、所定の刑に処せられた場合はそれを証する書類(裁判所の判決書の写し等)を添付してください。
- 精神の機能の障害によりキャリアコンサルタントの業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当する場合は、医師の診断書を求める場合があります。
- 相続人または法廷代理人が届け出る場合は、相続人または法廷代理人であることを証する書類(戸籍謄本等)を添付してください。